

積立定期預金「ひまわり」規定（インターネット支店）

（平成27年3月16日現在）

1. （預金の預入れ等）

- （1） 当行インターネット支店（以下「当店」といいます）の積立定期預金「ひまわり」（以下「この預金」といいます）の預入れは1回100円以上とします。
- （2） この預金は、ちばぎんマイアクセスの利用によるほか、当行所定の方法により預入れることができます。
- （3） この預金は、後記2. の口座振替の方法により預入れることができます。

2. （口座振替による預入れ）

- （1） 当店の本人名義の普通預金を振替指定口座とし、振替日、振替金額、振替方法等は、ちばぎんマイアクセスによりあらかじめ指定したとおりとします。
- （2） 口座振替に際して、振替指定口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が振替金額に満たないとき（総合口座の場合は貸越金が発生または増加するとき）は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- （3） 振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当行所定の方法により当店に届出てください。

3. （預金の種類、期間、継続の方法等）

この預金の預入れ（または継続）は、その預金口座に対してあらかじめ指定をうけた型区分により、次のとおり取扱います。

（1） 一般型の場合

- A. この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（継続をしたときはその継続日）の3年後の応当日を満期日とする半年複利の自由金利型定期預金（M型）（以下「3年スーパー定期（複利型）」）としてお預りします。
- B. この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の3年スーパー定期（複利型）に自動的に継続します。
継続された預金についても同様とします。
- C. 同一日に預入れられたこの預金（前記B. による自動継続分の預金を含む。）は、これをとりまとめ1口の3年スーパー定期（複利型）としてお預りします。

（2） 満期日指定型の場合

この預金は、当初預入日から満期日の前日までの期間について、次のとおり取扱います。なお、この預金は満期日の1か月前まで預入れができます。

- A. この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日までの期間（以下「預入期間」といいます。）に応じて、次の自由金利型定期預金（M型）（以下、総称して「スーパー定期」といいます。）としてお預りします。

- a. 預入期間が3年1か月以上の場合
3年スーパー定期（複利型）
 - b. 預入期間が3年を超え3年1か月未満の場合
預入日（または継続日）の1年後の応当日を満期日とするスーパー定期（以下「1年スーパー定期」といいます。）
 - c. 預入期間が3年の場合
3年スーパー定期（複利型）
 - d. 預入期間が1か月以上3年未満の場合
預入日（または継続日）から満期日までの期間のスーパー定期
- B. 前記A. のa. b. により預入れ（または継続）をした3年スーパー定期（複利型）または1年スーパー定期は、その満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前記A. のa. ～d. に規定する預入期間に応じたスーパー定期に自動的に継続します。
- 継続された預金についても同様とします。
- C. 同一日に預入れられた預金（前記B. による継続分の預金を含む。）は、これをとりまとめ1口のスーパー定期としてお預りします。

4. （預金の支払い時期等）

（1）一般型の場合

この預金に受入れた3年スーパー定期の継続を停止するときは、その預金の満期日（継続をしたときはその満期日）までに当行所定の方法により、当店に届出てください。この届出があったときは、満期日以後に支払います。

（2）満期日指定型の場合

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金を自動解約入金扱いとした場合は、満期日（当日が銀行休業日の場合は、その翌営業日）に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

5. （利息）

（1）この預金の利息は、次のとおり計算します。

A. 預入金額ごとの預金が3年スーパー定期（複利型）の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率（以下「約定利率」といいます。）によって、半年複利の方法により計算し、満期日に元金に組入れます。

B. 預入金額ごとの預金がスーパー定期（預入期間3年を除く。）の場合

a. 預入金額ごとにその約定日数および預入日（継続をしたときはその継続日）現在における当行所定の約定利率によって計算し、次により取扱います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

ア. 預入日の1年後の応当日に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの

日数について、当行所定の間接払利息を利息の一部として支払い、中間利払日から満期日までの期間に応じて、前記3.(2)A.による該当期間のスーパー定期を作成し、この預金に預入れます。その利率は中間利払日における当行所定の利率を適用します。

イ. 満期払利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ブ. 前記a.のア.により作成したスーパー定期についても、前記a.と同様に取扱います。

シ. 前記AおよびBの利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（預入期間2年以上の場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 当行がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、およびインターネット支店取引規定第17条第2項または第5項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

①預入金額ごとの預金が3年スーパー定期（複利型）の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|----------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

②預入金額ごとの預金がスーパー定期（預入期間3年を除く。）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

ただし、前記(1)のB.により中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息額との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約(預入金額ごとの預金の解約を含む。)または書替継続するときは、当行所定の方法により当店に届出てください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻し請求があったときは、解約元金が払戻し請求金額に達するまで、この預金を1口ごとに順次解約いたします。解約する順序は、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の多いものからとします。

7. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定するものとします。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

8. (規定の適用または準用)

- (1) この預金の取引に関し、この規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定等当行の他の規定の定めを適用または準用します。ただし、当店以外の当行本支店の積立定期預金取引に適用される積立定期「ひまわり」規定の定めは、この預金には準用しません。
- (2) この規定において使用する用語の意味は、特に指定のない限り当行のインターネット支店取引規定において定義した内容に従うものとします。

9. (規定の変更等)

この規定の各条項その他の条件を変更する時は、あらかじめ変更の内容および取扱いの期日を当行のホームページに掲示し、その期日の到来とともに変更規定が発効するものとします。

以 上